

社会福祉法人嬭恋村社会福祉協議会役員報酬規程

平成3年1月4日 制定

平成12年3月18日 一部改正

平成23年2月10日表題・全部改正

平成31年3月27日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第25条の規定に基づき、役員に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 前条に規定する役員とは、理事及び監事とし、会長、常務理事、理事、監事の区分による。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表のとおり報酬を支給する。ただし、事務局職員として給与を受け取っている者には、役員としての報酬は支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員が職務のため出張したときの費用弁償別に定めるところによる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

別表

会 長	日 額	3, 0 0 0 円
常務理事	日 額	2, 0 0 0 円
理 事	日 額	2, 0 0 0 円
監 事	日 額	2, 0 0 0 円

